

る。

今回の震災のさいは、関西にも地震が来るという警告をしていたとして、警戒が足りなかったことを戒める発言があったが、この程度の段階にとどまる限り、地震の予知は法的にも社会的にも何の意味もない。

しかし、地震の発生する危険性は、地表からはわからないし、しかも、危険がいつ消滅するのかわからない。人々は長期間の避難に耐えられないであろう。避難する人の数も、噴火の比ではなく、百万人単位となれば、避難する場所もない。もっとも、避難はしないが、わが家で地震に備えるという人のためには予知も役立つが、その程度であれば、普段から地震に備えるように注意を喚起するくらいで済む。

地震の中でも東海地震にかぎり予知は可能という前提がとられているが、実際に人間の行動を規制するほど具体的な予知まではまずできるわけがないというのが現段階の研究状況ではないか³⁾。それもできるような幻想を振りまいて、予算を獲得するのは詐欺まがいと非難されてもやむをえない。地震の予知などは法的にはほとんど無意味であり、大規

模地震対策特別措置法は即刻廃止すべきである。

これに対し、もっと長期スパンの地震予知は必要である。いつ来るかわからないが、どの程度の地震がいつ来ると見当がついていれば、耐震設計、都市のインフラなどの設計、建物の更新の参考になる。しかし、この点も、これまでの耐震工学者は、ロス地震のように高速道路が壊れることは日本では起きない、などといっていたので、工学と理学の間に満足な連携があったとは思えない。

2 災害対策基本法の避難勧告

災害対策基本法は、災害の場合の対処方法を決めた基本法であるが、避難勧告、警戒区域の設定は、市町村長の権限としている。これは市町村原則主義である。現場をよく知る市町村長のほうが適切に対応できるという発想に基づく。しかし、市町村で対応できるのは小規模災害であるから、この法律は実は小規模災害対策基本法とでもいふべきであろう。雲仙の災害とか大地震のような大規模災害の場合には、国家が大災害と認定して、権限を掌握して、責

任を負って、対応すべきである。また、災害対策基本法は風水害を中心にして、震災にはあまり関心をもっていない⁴⁾。その改正論は稿を改める。

この警戒区域の設定により営業活動ができなくなっても、原因は法律ではなく、天災なので、補償は出ない⁵⁾。弁護士会では、警戒区域の指定は、公共のためであるから、それによって立入りできないために農業などに被害が生じた分は国家が補償すべきであるなどとする⁶⁾が、そんなことをいうなら、警戒区域の制度を廃止して、勝手に立ち入って貰えばよい。そうすれば、事故が起きてても国家は知らないことになる。

また、補償が出ないので、市町村長は警戒区域の指定の決断をしにくいともいうが、補償が出るとすれば、市町村長は気楽に指定できるのか。補償金の額に制約されて、かえって指定できないことも起きないか。この制度はあくまで立ち入れれば犠牲になる者のための後見的な制度である。罰則をもって強制する制度がいきすぎであれば、むしろ、情報提供にとどめ、住民は自らの危険で立ち入ることにすればよい。それなら補

償が要るはずはない。

これは、財産権を「公共のために用いた」という憲法上の損失補償の問題ではなく、長期間の災害によって脅かされた生活と営業に対する政策補償の問題である。政策補償が十分でないことは確かであろうが、だからといって、財産権を公共のために取り上げられたというのはいくらも無理な議論と思う。

今回の阪神大震災では、東灘のLPガス漏れで避難勧告が出たが、一日で解除された。しかし、周辺住民七万人が避難勧告から帰宅した後も漏れが止まらなかった。ガス漏れは六日間続いて、爆発の危険があり、濃度が一時安全値を超過し、爆発すれば半径二〇キロの範囲内の市街地が火の海に包まれるおそれがあったのに、住民には周知措置がなかった。こうした極限の中、消防局は静電気でさえ爆発につながる恐怖に耐え、残ったガスを別のガスタンクに移し変え、惨事を未然に防いだが、住民避難をめぐるわが国の危機管理に警鐘を鳴らした。読売新聞四月十七日夕刊一面。危機時における情報提供、避難勧告の難しさを示している。こういうものは平常時の訓練が

なければ適切には運用できない。

三 防災都市の建設

今回の震災で、防災都市づくりが合い言葉になっている。道路、緑地、避難所の建設、防火水槽、消火栓の設置、河川の水の引き入れ、交通や水道などの公共施設の耐震機能の強化など、たくさん提案がある。特に、関東大震災のさいには緑地が延焼を防いだので、広大な緑地（大公園、河川・海浜沿いの带状緑地など）をつくれという提案がある(7)。

しかし、白地の状態で街をつくるのであればともかく、既存の街で、人が住んでいたのに、それを追い出して緑地をつくることはまず不可能である。ちょうど焼け野原になった機会にいつても、公園の分がうまく焼け野原になった訳ではない上、かりに焼け野原になった部分を公園にいつても、住み慣れた街に戻って住み続けたいというのが多くの住民の意向である以上大反対が起きるであろう。仮に代替地を確保すれば我慢して貰えるとしても、提案されるような広大な公園の代替地を早急

に確保することは不可能である。しかも、広大な緑地に役に立つほどの地震は滅多に来ない。直下型地震は一〇〇〇年単位でしか来ないものであるから、大変な抵抗が予想される既存の街の大改造に着手することは愚策である。そんな金があれば、貯金しておいて、被災者の救済に充てるか、兵庫県の裏側に理想の街を建設したほうがよい。通常の地震であれば、心配なのは東京、横浜、湘南である。このように、右記の提案はなんと能天気だとびっくりするが、それに注目して二度も発言させる新聞にも吃驚する。

兵庫県は、河川、道路沿いに防災公園を基盤目状に配置し、延焼防止や生活用水確保をはかる案を「緊急インフラ整備三ヶ年計画」に盛り込むという(サンケイ四月一二日一面)。民有地を買収して大きな公園をつくるのではない点で、上記の案とは異なる。

これに反し、道路を拡張するくらいなら過大投資ではない。もっとも、道路は防災に役立つかという疑問がある。マイカーで脱出するためという意味では、ほとんど役立たない。結局は渋滞してしまう。火事が

迫ればかえって危険である。関東大震災のさいには、大八車で避難した人の荷物に引火して大火になった。しかし、幅の広い道路は延焼を防ぐ防火帯になる。また、交通規制をしていけば、救援隊の通行を確保できる。それに、防災の機能を果たすかどうかはともかく、交通渋滞を解消するためにも拡張が必要な道路は多いであろう。それは建物が新築されれば困難であるから、建物の多くが壊れたこの機会に着手するしかない。

本当に防災に役立つのは、密集市街地の改造である。これは非常に難しい施策であり、一朝一夕にはできない。その手法の一つである都市再開発事業は行政がこれまでの土地を高層建築物のフロアの権利に変換するが、時間と金がかかる上、既存の権利者に原価で分け前を与えるため、保留床は高くついて、なかなか売れず、結局は公共団体の持ち出しが大きい。東京都は震災予防条例を制定して、震災に強い街につくり変えていくという施策を講じている。江東区の防災拠点として建設されている白髭では、一〇〇〇数億円かかるうち、一〇〇〇億円以上は東

京都が持ち出さなければならぬし、時間がかかるという(8)。現時点で問い合わせたところ、白髭の都市再開発では昭和五八年に都市計画決定をし、平成一二年完成予定で、四八・八ヘクタールに四一〇〇戸建設の予定である。さても、百年河清を待つ思いである。そのほか住民が主体のまちづくりが各地で工夫されているが、現行法では住みよく、防災性の高いまちづくりへのアメとムチが少なすぎるように思う。

むしろ、容積率、建ぺい率を強化するとともに、防火壁を義務づけ、土地の固定資産税を値上げして(建物の固定資産税は値下げして)高度利用へと誘導し、代わりに、敷地を共同化すれば容積率のボーナスを与え、防火建築に補助する施策を講じて、土地所有者自らの建築に期待するほうがよくなるか。木造建築物が主体の街では、数十年経てば、改造されよう。

その他、震災予防条例を制定して、防災都市づくりに励んでいる自治体もある(9)。防火水槽は用地を買収して行うことになっているが、これでは金がかかるので、住民に出させる方法を工

夫すべきである。たとえば、既存不適格で建替がきかないマンションについては、総合設計制度を活用して、公開空地を取らせれば、容積率のアップを認めようとしてきている(建設省住宅局四月一三日)が、公開空地などはビルの前にちよつと空地があるだけで、公共用に活用されているとも思えないのが多い。そこで、公開空地の代わりに、ビルの地下に防火水槽をつくらせたほうが社会のためである。また、従業員のほか、住民・通行人の避難場所、食糧と水の確保をビルの所有者に義務づけるべきである。これだけさせれば、用途地域に趣旨にあわない高層の建物でも、周辺住民の納得を得られる可能性が高まるであろう。今の施策は縦割り、本当の災害対策にはならない。

同様に、都市計画法の開発許可のさいに開発面積の三〇%の公園を取らせる(都計法施行令二五条六号)が、三%など小さなもので、それぞれに取らせるのではなく、それをまとめて大きな公園になるような工夫が必要である。金銭による提供の道を開くのも合理的である。

四 復興のための財政的支援

1 財政援助・助成法

阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が制定された。その内容は、地方公共団体や一定の公共的な施設・事業の復旧事業について国庫補助を行うこと、社会保険の加入者などについての負担の軽減、中小企業者及び住宅を失った者などに対する金融上の支援などの特別の助成措置を行うものである。さらに、開銀融資も投入される。

ここでは、補助と金融上の支援が区別され、公共的な施設の復旧事業について国が補助を行うが、中小企業者及び住宅を失った者などに対しては単に金融上の支援にすぎない。金融上の支援とは、中小企業信用保険のてん補率の引き上げ、無担保・無保証人保険の別枠の設定を行うこと、設備近代化資金の新規借入金にかかる償還期間の延長を行うこと、商工組合中央金庫の災害復旧貸付の貸付限度額の引き上げなどを行うこ

と、住宅金融公庫の災害復興貸付の据置期間、受付期間の延長などを行うことといったものにすぎない。

そこで、補助は十分か、中小企業や個人には補助なり補償をすべきではないかといった問題が提起される。このうち、個人補償禁止の原則は公共と私の区分にかかわるもので、別稿で扱う。

2 国庫補助の強化

(1) 普通の災害の財政支援は激甚災害法で用意されているが、今回の被害は通常の激甚災害ではないので、特別に上乘せ補助した。

さらに、従来は激甚災害法の対象になつていない復旧事業のうち、①卸売り市場、②公共土木施設を除く港湾施設、③鉄道・地下鉄、④水道・工業用水道施設、⑤電気通信施設、⑥病院の六事業を新たに補助事業に加えた。補助事業に公営施設を加えて、自治体の負担を軽減し、利用者の料金引き上げを防ぐのが目的である。

国庫補助率は、次頁の一覧表を参照されたい。このほかに、民間福祉施設につき、県、市町の補助もある。

この内容は膨大である。その細目に立ち入る余裕はない。地元の情報から若干の説明をする。

(2) 福祉施設の復旧費には国庫補助が出るが、福祉施設の場合、通常の経営では、この自己負担分を貯金する方法はない。措置費と入居者からの徴収分は施設の運営に当てるので、貯金の余裕はない。あるのは、寄付分とか、他の病院経営の儲けなどである。

特別養護老人ホームが震災で崩壊した場合、国庫補助は、これまでの四分の三(国四分の二、県または指定都市四分の一)であったが、今度六分の五(国三分の二、県または指定都市六分の二)に上乘せされた。計算上は優遇されたように見えるが、国の基準事業費が実態に合わず、超過負担があった。神戸市の場合もとはその一部を負担して、実額の四分の三を目指していたが、今度は神戸市も余裕がなくなったので、実質的に補助割合が増えたかどうかはまだわからない。ただ、神戸市の特別養護老人ホームは被害が少なかったので、融資を受ける必要もなさそうという。

芦屋市のある特養は震災前にはほ

完成していたところで全壊した。しかし、完成していないために施設としての認可を得ておらず、災害復旧費の補助を得られないという問題が指摘されている(神戸新聞四月二二日夕刊八面)。

今回の震災で兵庫県内の小規模作業所約二〇カ所が全半壊した。無認可作業所には運営費の補助があったが、潰れた場合厚生省の災害復旧事業の補助対象にはならない。共同作業所で働く障害者は仕事が減り、自

宅も壊れ、しかも、作業所もない等、大変な苦勞をしている。頼りは義援金だけである(朝日新聞四月一日一四一面)。

民間の財団の助成で、兵庫県内に一〇カ所の授産所ができそうである。また、被災障害者のために一〇億円の基金を設立して、その利子で障害者の小規模作業所などを支援したいという(神戸新聞四月一〇日四一面)。神戸新聞厚生事業団は二〇〇万円を在宅障害者の作業所に助成

① 公共土木関係	補助率 8/10
○公園、街路、都市排水施設	
○改良住宅	
○上水道、簡易水道等施設	
○工業用水道施設	
○一般廃棄物処理施設	補助率 2/3
○交通安全施設	
○精神薄弱者援護施設(公立)	
○老人福祉施設(公立)	補助率 2/3
○社会福祉事業授産施設(公立)	
○社会福祉法人の社会福祉施設関係	
○身体障害者更生援護施設(社福法人)	補助率 2/3
○精神薄弱者援護施設(社福法人)	
○老人福祉施設(社福法人)	
○社会福祉事業授産施設(社福法人)	補助率 1/3
③ 公共施設関係	
○警察施設	
○消防施設	
○公立病院	
○公立火葬場・と畜場	補助率 1/2
○中央卸売市場	
④ 民間施設関係	補助率 1/2
○商店街振興組合等の施設	
○日赤等及び救急医療を行う民間病院	
⑤ 神戸港埠頭公社……岸壁について国庫補助を、クレーン、ヤード等について無利子融資を行う。	

する(神戸新聞四月二二日二七面)。

福祉水準の維持は国家の任務であるから、民間の力にだけ頼っているのは不合理であり、民間の福祉施設の倒産分は国家が補う工夫をすべきであろう。そもそも無認可施設という存在自体が不合理で、小規模のものでも、国家が支援すべきである。

(3) 震災による神戸港の被害は一兆四〇〇億円、公共岸壁は国が復旧工事費の九〇%までを補助するが、神戸港埠頭公社と民間の岸壁が問題になる。

神戸港埠頭公社は、神戸港のコンテナ積み卸しをほぼ独占しているが、行革で廃止された外貿埠頭公団から業務を承継した財団法人(神戸市一〇〇%出資)である(外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律一昭和五十六年法律第二八号参照)ために激甚災害法の対象外であった。公社を設立したとき災害復旧の費用は海運会社からの利用料の一部を引当金に充ててまかなう仕組みにしたが、それは七〇億円にしかならない。今回の損害は一〇〇〇億円に上る。この公社は利用者負担で公共施設を運営する仕組みであるが、その事業の公共性にかんがみ、特例で救

済した。民間なら、利用料を値上げして損害を回収すべきものであるが、それは競争に打ち勝てず、破産を意味する。この公社はもとも国の別働隊であり、利用料でまかなえるのは通常の維持管理費であって、初期の設備投資分は利用料でまかなうことは無理であるが、今回は初期に戻ったと考えると、国家の支援が必要である。

民有岸壁の損害は約二〇〇〇億円で、六甲アイランド北側の第一工区は神戸製鋼が自力復旧するが、第二から第四工区は関係企業がそれぞれ約二〇社に上り、調整が困難であった。護岸を有する民間企業が開銀の低利融資を受けて原型復旧した後、護岸を市に寄付した後、市が国の補助(四〇%、防災機能強化のための海岸保全施設整備事業)を受けて本格復旧する(市の負担の一部も地方交付税で補填する)が、寄付後も従来通り使用できるようにするという(神戸新聞四月一五日三面、読売新聞五月一日三面)。

(4) 高速道路の横倒しで記憶に焼き付いている阪神高速道路公団ももちろん同様である。同公団の建設・改築事業費は料金収入でカバー

する独立採算に立っており、国庫補助は出ないのが原則であるが、同公団の年間収入は一七〇〇億円くらいで、被害額は四六〇〇億円（道路本体は四一〇〇億円、防音壁などは五〇〇億円）と推定される。そこで、国と地方公共団体が同公団の災害復旧工事に要する経費の一部を補助できるといふ阪神高速道路公団法四一条に基づき、建設省の通達（「阪神・淡路大震災により必要を生じた災害復旧事業で阪神高速道路公団が行うものに対する国庫補助に関する基準について」平成七年二月二八日都道監発第二〇号）で、「道路としての交通機能を確保するために必要な本体施設に係る災害復旧事業費」につき、兵庫県内の区域は一〇分の八（残額は兵庫県と神戸市が半分ずつ）、大阪府内は三分の二の国庫補助をするようになった。補助対象となる災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な工事費、付帯工事費、工事施行管理費等委託費、測量及び試験費、用地費及び補償費、機械器具費及び営繕費の合計額及び事務費とされ、これには特別な事情があると認められる応急工事に要した費用を含むものとされている。

（防音壁など環境対策費は対象外）。

（5）民間病院は公共事業とは異なり、適正原価・適正利潤の原則に基づく料金規制もない民間事業であるが、日本では国民皆保険で実質は料金を規制されているようなものがあるし、多数の医療機関が機能を失えば、地域医療という公共性の高いサービスを害するから、国家としては支援する必要がある。しかし、医療機関には適正利潤の原則もなく、国家から補助を得て儲けるかもしれない。

そこで、被災した民間医療機関に対する補助は、公的医療機関と政策医療を行っている医療機関（救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療または夜間診療を行っている病院及び救急医療に係る高度の医療を提供している病院で、その施設のうち救急医療を行うために必要なもの）に限る（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令一条）ことにし、医療施設近代化施設整備事業（平成五年一月一日五日後政発七七八号厚生省健康政策局長通知）を弾力運用して行う（平成七年三月一日健政発一五五号厚生省健

康政策局長通知）。在宅当番医制等「国の医療」に参加している診療所に対しては、建物の改築・建替費用の三分の一（限度額五〇〇万円、医療器具を含む）が補助されるが、歯科診療所については、国、県、市町村が運営費を負担して休日の救急患者を受け入れ、医者が輪番で担当する同制度に参加していないため、補助対象からはずされたとしてもめている。しかし、三八七の歯科診療所が震災で全半壊し、その約五％は現在でも再開できていない。最低でも二〇〇〇万円という再開費用のねん出に苦しんでおり、しかも、在宅当番制には参加していないが、独自の輪番制で救急診療を実施し、阪神地区では県の補助で休日診療している」と主張している。

（6）阪神間のJR、阪急、阪神はともに震災の被害を受けたが、他の路線を持っているJR西日本、阪急は国庫補助を受けないのに対し、阪神は全営業路線の七〇％に当たる本線（梅田―元町間）が大打撃を受け、七〇〇億円の復旧費は年間売上高三〇〇億円の倍以上で、年間の経常利益の一〇倍以上に上るので、国や地方自治体から半額の補助金を

受けることになった（日経四月二六日三三三三）。このほか、JR貨物、神戸新交通、山陽、神戸市交通局、神戸高速、神戸電鉄、北神急行が補助を得ることになる。

鉄道軌道整備法は、「洪水、地震その他の異常な天然現象により大規模の災害を受けた鉄道であつて、すみやかに災害復旧事業を施行してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずる虞のあるもの」（三条一項四号）に補助する制度をおいているが、その条件は、鉄道事業のほか、当該鉄道事業者が経営する全事業（不動産事業、ホテル、デパートなど）の災害前三年の収支が赤字か災害後五年間の見通しが赤字確実（施行規則一五条の三第三項三号）と厳しい。さらに、その収益では鉄道の運営に要する費用（災害復旧費用を除く）を償い、かつ、当該災害復旧事業に要する費用を回収することが困難（施行規則一五条の三第三項四号）とされていたが、今回はこの適用を排除した（運輸省令平成七年九号）。この要件は過疎路線を念頭においている関係で、運用方針で三年間の輸送密度が八〇〇〇人（一日一キロ当たり）とされていたため、

阪神電車などを救えないので、この四号を適用しないことにしたという。それならこの施行規則を改正しなくとも、運用方針を改正すればよいとも思われるが、この震災への適用が目に見えるようにするために施行規則を改正したと聞く。ただし、営業収益が赤字でも、土地などを売却するなどにより配当することは可能で、資本金の5%までは、配当に許可を要しない(鉄道軌道整備法五条の二、施行令五条)。配当する余裕があるなら、その分を復旧費に回すべきで、補助を受けた会社の株主が配当を得られるのは筋が通らないという気もするが、よくわからない。

この災害のための減収分の補助制度はない。ローカル赤字線には補助があるが(鉄道軌道整備法三条・八条、同法施行規則七条)。

(7) 神戸の北野にある異人館街の建造物のうち、重要伝統的建造物群保存地区に指定されている三四棟の修復については国が補助率を七〇―六三%までアップし、残りを兵庫県、神戸市、所有者が負担することになったが、指定以外の異人館修復には補助がない。市民運動で修復支

援に基金をつくらうとしている(神戸新聞四月一三日一面)。無認可作業所と同じ問題である。

(8) 市場は復旧費の補助を見込んだところ、移転するなら補助しない等という事態が生じて困っている(神戸新聞五月九日三面)。

3 自治体の減収補填

地方公営企業(水道、地下鉄、下水道、病院など)は大打撃を被ったので、国庫補助だけではたりず、一般会計から助けて貰う必要が生じた。災害の復旧などに関しては一般会計から補助できることになっており(地方公営企業法一七条の三)、地方公営企業の災害復旧事業に関しては一般会計から一定の繰り出しが認められた(自治企一平成七年三月七日「阪神・淡路大震災に係る地方公営企業施設の災害復旧事業に対する地方財政措置について」)。

これらの補助は施設の災害復旧費に対するものであるが、その震災で営業収入が激減し、維持管理費は同様にかかるので、大赤字である(神戸市の水道局は三億円の減収、神戸新聞五月一日三面)。しかし、減収補填の方法は用意されていない。料

金値上げで増収策を講ずるしかないらしい。もともと、水道や公立病院の独立採算制に無理があるので、天災による大減収については、国費による支援を用意する必要がある。

歳入欠陥債は、災害による地方税の減免で生じた財政収入の不足額および国庫補助を受けて行う災害対策事業の地方負担額を対象とする地方債である。その元利償還金の五七%が特別地方交付税で措置される。しかし、これには地方公営企業の減収分は含まれていない。

阪神間の自治体は、住民税、固定資産税、法人事業税など的大幅減収、震災復興事業の負担分、公債費の増加などのために、財政状況はきわめて苦しくなった(神戸市の場合、日経四月一七日二二面)。さらに、このままでは阪神間は社会保障の街になりそうであるから、ますます減収になってしまう。新規事業はほぼ不可能で、基本的な行政サービスでも十分にできるのか、特に福祉の地方分権化によって要求される地方負担分に耐えられるのか、心配である。

そこで、阪神間の経済を活性化することが重要である。

その方法として、兵庫県の提案する神戸港のエンタープライズゾーンも面白いアイデアである。自由貿易地区として、関税の減免のほか、関連施設整備への優遇措置、低輸送コストを実現するための港湾機能の高度化、内外の企業の立地を促すため投資減税などを組み合わせ、港を核とした早期復興に道をつける制度である(日経四月一六日二一面)。なぜ神戸港だけか、特例は認められないという反論が多いらしいが、このままでは、神戸港は国際競争に負けて、国家的損失であるし、阪神間は沈没して、社会保障で国家の負担になってしまいうから、ここで特例を認めたほうが国家も得である。ちょうど、金の卵を生む鶏に餌をやるかどうかの瀬戸際である。

また、神戸港(神戸港埠頭公社分)は、このまま独立採算制で経営すれば、高くついて、国際競争に負けるので、国際競争の問題が起きない国内の交通機関とは異なり、復旧費のほかに、特別の財政援助をして、日本国の地盤沈下を防止すべきではないか。このままでは、神戸港が耐震設計で復旧した頃、閉古鳥が泣くという事態が生ずるのではないかと心

配される。

(1) 日本の災害対策の制度の概要としては、国土庁防災局監修・日本の災害対策(きょうせい)、一九八六年参照。災害に耐えうる街をつくるという論点に関しては、簡単であるが、阿部泰隆「法律時評 阪神・淡路大震災の提起した法政策問題」法律時報六七巻六号参照。まちづくり等に関しては、「被災者の合意得やすい特別立法を」(朝日新聞二月六日論壇)、「神戸復興への視点」(東京新聞二月二日一六、一七面)、「第二三回国会衆議院予算委員会二月九日公述人として発言」(予算委員会公聴会議録第二号平成七年二月九日一七頁以下)、「座談会 復興への提言発言」(朝日新聞三月一七日別冊六一七面)、「阪神・淡路大震災復興特別立法の緊急提案」(法律時報六七巻三三三号)、「震災救助・復興のために法システムはなぜ動きにくい」(法律時報六七巻四号)、「被災地の実態を踏まえた復興の法制度を」(Community Information 関西電力広報誌)一五四号、一九九五年三月号)。

このほか、震災関連の筆者の意見を述べたものとして、「救済金分配基準見直し」(神戸新聞三月二日夕刊)、「阪神被災者の救済方法を提案する」(東洋経済三月二五日号一三五頁)、「弔慰金、義援金、災害復興基金などの配分基準の提案」(ジュリスト一〇六五号五〇頁)、「被災地復興に「政策法学」を」(日経五月五日一面)、「義援金配分計画の再考を」(神戸新聞五月四日三面)、「大震災被災者への個人補償——政策法学からの吟味」ジュリスト本号、「弔慰金、災害見舞金、義援金など——総合的に調整し、困っている順に救済

を」避難所・仮設住宅の法制度と運用——災害救助法」ともに神戸大学震災研究ネットワーク編「阪神大震災研究」大震災一〇〇日の軌跡(神戸新聞総合出版センター発行予定)、「住宅再建の課題」神戸大学経営学部・BUSINESS INSIGHT(近刊)。また、神戸大学の教官有志でつくる神戸大学震災研究会有志は、三月一七日になされた都市計画決定の前に、「都市計画決定と住民参加に関する意見——みんな痛みを分かちあって、積極的なまちづくりをしよう」を発表したが、私はその原文を起草した。

(2) これについては、総務庁行政監察局編「震災対策の現状と問題点」(大蔵省印刷局、一九九二年)三頁以下。

(3) 藤井陽一郎(茨城大学理学部教授、地球物理学)が震災後の衆議院予算委員会公述人として述べた発言を読んでも、地震予知が私の期待する意味で可能であるとは思われない。第一三二回国会衆議院予算委員会公聴会議録第二号平成七年二月九日二二—二四、二六頁参照。

(4) 大貫浩良「東京都震災予防条例と震災対策上の諸問題」日本土地法学会・住宅政策・防災と法理論(有斐閣、一九七六年)一六五頁。

(5) 阿部泰隆「政策法務からの提言」(日本評論社、一九九三年)二〇八頁以下。

(6) 日弁連「災害対策基本法等の改正に関する意見書」(一九九四年二月)二二頁以下、九弁連「雲仙普賢岳噴火災害に関する意見書」(一九九二年九月)三五頁以下。

(7) 石川幹子「防災都市づくりは緑地を基盤に」朝日新聞一九九五年二月三日四

面、同「緑の防災都市」へ決断を」朝日新聞一九九五年三月一日四四四。

(8) 林育男「防災と街づくり」日本土地法学会・住宅政策・防災と法理論(有斐閣、一九七六年)一四六頁。

(9) 東京都の震災予防条例につき、林「前掲論文」さらに、北村喜宣「横浜市地震対策条例」ジュリスト増刊新条例百選一七〇頁(一九九二年)。

(あべ・やすたか)

有斐閣

塩野 宏・小早川光郎 編

行政判例百選I II(第三版)

別冊ジュリスト No. 122, 123

B5判/各238頁 定価 各1800円

▷統一行政法典を持たぬわが国の立法状況において、現実の行政法のあり方は判例を抜きにしては語れない。第3版では、新編者に小早川教授を迎え、第2版収録の判例を一部差し替えたほか、全体の分類・配列に変更を加えて計221件を収めた。